

シンガポール進出時の税務的留意点  
－外国子会社合算税制について－

(2022年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2022年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail：[SPR@jetro.go.jp](mailto:SPR@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 外国子会社合算税制の概要.....	2
3. 統括会社における外国子会社合算税制の留意点.....	5

## シンガポール進出時の税務的留意点－外国子会社合算税制について－

### 1. はじめに

日本からアジア諸国への進出の足掛かりとして、また海外子会社を統括する地域統括拠点としてシンガポールは広く日系企業に選ばれてきました。背景として、シンガポールの地理的優位性、優秀な人材確保の容易さ、安定した政治体制、柔軟な各種規制、IT や金融等のインフラ充実等の観点から事業活動を行いやすい国であることが挙げられます。さらには、シンガポールのさまざまな税制上のメリットを活用してグループ全体の実効税率を引き下げるといったこともシンガポールで事業を行うインセンティブになり得ます。

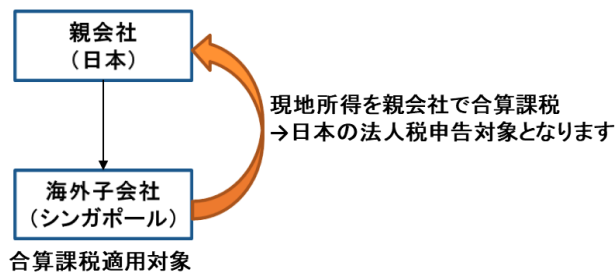
シンガポール法人を通じて税制上のメリットを享受しようとする場合に注意しなければならない日本の制度の一つが外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）です。この制度に定める一定の基準に抵触した場合、日本法人の子会社であるシンガポール法人で稼得した所得の全部または一部が、日本の親会社の所得として日本で法人税等の課税（合算課税）がされることとなります。シンガポールの法人税率は 17%で同制度上のいわゆる軽課税国に該当します。そのため、日系企業がシンガポールで事業を行う際には、外国子会社合算税制は必ず留意しなければならない論点の一つといえます。

外国子会社合算税制の概要は、国税庁のホームページなどインターネット上で詳細な解説がされています。そのため、本稿では制度解説は概要に留めて、シンガポール法人に着目したときに外国子会社合算税制適用上で特に留意しなければならない論点を中心に解説します。

## 2. 外国子会社合算税制の概要

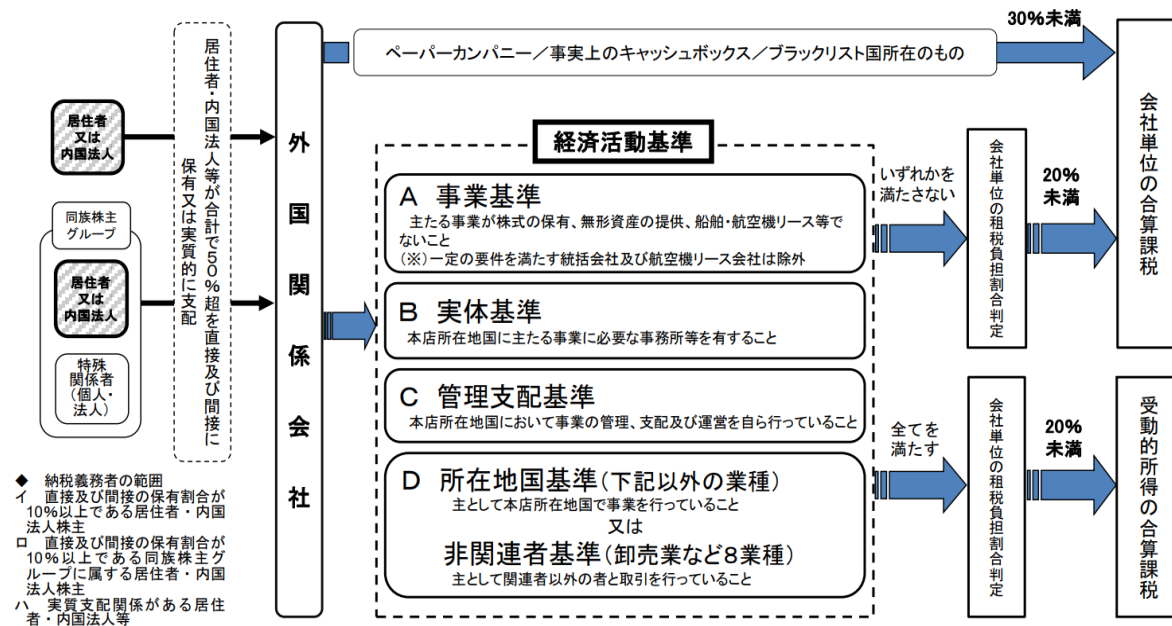
### ① 制度の概要

外国子会社合算税制は、実質的活動を伴わない外国子会社等を通じた課税回避行為に対して、当該外国子会社の所得を日本の親会社の課税所得に合算して日本で法人税等の課税（合算課税）を求める制度です。シンガポールの法人税率（17%）は、同制度に定める基準税率（20%）を下回りますので、いわゆる軽課税国に該当し外国子会社合算税制の検討が必要になります。



具体的には、下記フローチャート<sup>1</sup>に沿って合算課税適用の判定を行うことになります。

<sup>1</sup> 外国子会社合算税制に関する Q&A 6 頁（国税庁ホームページ）より抜粋  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/pdf/01.pdf>



出所：外国子会社合算税制に関する Q&A 6 頁（国税庁ホームページ）

## ② シンガポール法人の判定手順

まずはじめに、日本法人または日本居住者である個人が、当該シンガポール法人の発行済株式等の 50%超を保有または実質的に支配している場合には「外国関係会社」に該当し、フローチャートに沿って合算課税の判定を行うこととなります。なお、ここでの保有割合等の判定は 50%超が基準となりますので、例えばローカル企業と 50%ずつ出資するジョイントベンチャーのシンガポール法人であれば、外国関係会社には該当しません。また、保有割合の判定にあたっては、日本法人または日本居住者と特殊の関係のある海外在住の個人（特殊関係非居住者<sup>2</sup>）も含めて 50%を超えるかの判定を行うことになるため留意が必要です。

<sup>2</sup> 特殊関係非居住者には、日本居住者の親族・使用人等や日本法人の役員等を含みます。

次に、ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリストの検討を行います。

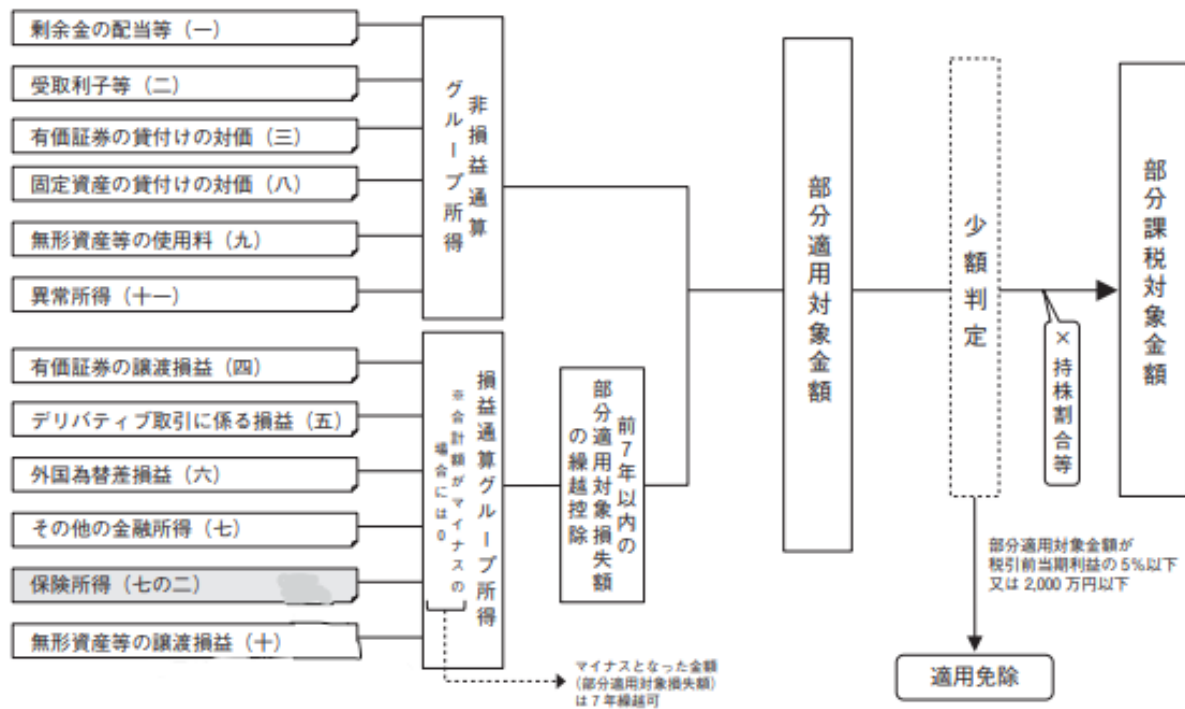
事業の場所や管理支配が行われている場所がシンガポール国内にない法人はペーパーカンパニーに該当し、金融資産等の保有割合および受動的所得の割合が高い法人が事実上のキャッシュボックスに該当します。なお、シンガポールはブラックリスト国には該当しません。シンガポール法人がペーパーカンパニーまたは事実上のキャッシュボックスのいずれかに該当する場合には、当該シンガポール法人の所得を会社単位で合算課税（すなわち日本の親会社の法人税等の課税所得計算上でシンガポール法人の所得を合算）して日本で申告する必要性が生じます。

当該シンガポール法人がペーパーカンパニーおよび事実上のキャッシュボックスに該当しない場合ですが、この場合であってもシンガポール法人は原則として租税負担割合が20%未満であるため、経済活動基準（実質的活動を伴う法人であることを判断する四つの基準）による判定を行うこととなります。経済活動基準のうち一つでも要件を充足しない場合には、ペーパーカンパニー等と同様に会社単位で合算課税の対象となります。さらに、経済活動基準をすべて充足する場合であっても、租税負担割合が20%未満の場合には一定の受動的所得は合算課税の対象になるため留意が必要です。

なお、一定の受動的所得は下表<sup>3</sup>のとおりに計算することとされています。また、少額判定として、受動的所得として合算課税の対象となる金額（部分適用対象金額）が、税引前当期利益の5%以下または2,000万円以下である場合には、受動的所得の合算課税は適用免除となります。

---

<sup>3</sup> 令和元年税制解説の解説 643 頁（財務省ホームページ）より一部加工のうえ抜粋  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/explanation/pdf/p0563-0711.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/pdf/p0563-0711.pdf)



出所：令和元年税制解説の解説 643頁（財務省ホームページ）より一部加工

### 3. 統括会社における外国子会社合算税制の留意点

シンガポール法人では海外拠点の統括機能的な役割を担っているケースが散見されますが、各種の統括機能は外国子会社合算税制のトリガーとなる要因を多く含んでいます。ここでは、シンガポール法人が典型的に担っていると思われる統括機能である、中間持株機能、物流統括機能および金融統括機能の三つの機能について、それぞれ外国子会社合算税制判定上の留意点について説明します。

#### ① 中間持株機能

シンガポール法人は、ほかの外国子会社（特に東南アジア域内の子会社）の中間持株会社となっている事例が数多くみられます。あるシンガポール法人の主たる事業が子会社株式等の保有で



ある場合、当該シンガポール法人は、原則として上記 1.①のフローチャートの「A.事業基準」に抵触し、会社単位の合算課税が適用されるため留意が必要となります。

ただし、例外として、2以上の被統括会社<sup>4</sup>に統括業務を行うことなどの一定の要件を満たす一統括会社<sup>5</sup>は、主たる事業が株式等の保有であったとしても事業基準を充足するものとして取り扱われます。

さらに、もう一つ重要な論点として理解しておきたいのは、仮にシンガポール子会社が事業基準に抵触し、会社単位の合算課税が適用されることになった場合であっても、当該シンガポール法人が 25%以上出資する子会社からの配当収入は合算対象金額から除外されている点です。例えば、会社単位の合算課税の対象となるシンガポール法人の所得が、そのシンガポール法人が 100%保有する子会社（日本法人からみると孫会社等）からの配当収入のみである場合には、合算課税対象金額はゼロということになり、結果的に納税額に影響を及ぼさないということになります。

## ② 物流統括機能

シンガポール法人が、グループ会社間の商流に入って支払期間の調整や為替リスクを集約するといった金融機能を果たすような、いわゆるラインボイスの役割を担っている会社があります。このような場合には、主たる事業が卸売業であるとして、上記 1.①のフローチャートの「D.非関連者基準」に抵触しないかが検討課題となります。非関連者基準とは、売り上げまたは仕入れ

---

<sup>4</sup> 租税 39 措置法施行令の 14 の 3 ⑱⑲

<sup>5</sup> 租税措置法施行令 39 の 14 の 3 ㉔

のいずれかの取引額の 50%超は非関連者（グループ外の取引先）との取引でなければならないという基準で、売り上げも仕入れも主に関連会社と取引をしているシンガポール子会社はこの基準に抵触する恐れがあります。

しかし、一定の基準を満たすシンガポール統括会社が、その支配する被統括会社（日本法人を除く）との間で行う取引は、非関連者との取引とみなして判定することとされています。これによって、ラインボイス機能を有するシンガポール法人であっても非関連者基準を充足し、合算課税の対象とならないケースもあります。

### ③ 金融統括機能

シンガポール法人がハブとなるグループ内でのローン等を通じて、日本に資金を還流することなく、域内で資金融通を完結するという金融統括機能を有するケースも考えられます。この場合に外国子会社合算税制で論点となるのが、受動的所得の合算課税です。租税負担割合が 20%未満である法人は、たとえ経済活動基準のすべてを満たす場合であっても、実質的活動の伴わない事業から得られる所得（いわゆる受動的所得）については合算課税の対象とされています。上記 1. ②の表に記載のとおり、受動的所得には「受取利子等」が含まれますので、シンガポール子会社がほかの関連会社等から受け取る貸付金利子等は、原則として合算課税の対象に該当します（少額判定で適用免除となる場合を除きます）。

しかし、当該シンガポール法人が一定のグループファイナンス会社に該当する場合には、その関連会社等から受け取る貸付金利子の額は、受動的所得の合算課税対象から除かれます。ここで

いう一定のグループファイナンス会社に該当するためには、金銭の貸し付けに係る事務所等をシンガポール国内に有し、かつ、シンガポールにおいてその役員または使用人がその貸付事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務（財務業務・貸付業務）のすべてに従事していること<sup>6</sup>が要件とされています。

---

<sup>6</sup> 外国子会社合算税制に関する Q&A 32 頁 Q11 (国税庁ホームページ)  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/pdf/01.pdf>